

「千鳥饅頭」の焼印に係る商標登録無効審決取消請求事件

～知的財産高等裁判所 令和7年9月25日判決（令和7年（行ケ）第10022号）～
(裁判所ホームページ)

知的財産法研究会
弁護士 富田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、菓子「本千鳥饅頭」等で知られる株式会社千鳥屋宗家（原告）が、株式会社千鳥饅頭総本舗（被告）を相手取り、被告が保有する「千鳥の形状」に係る登録商標（本件商標）についての商標登録無効審判請求を不成立（登録維持）とした特許庁の審決の取消しを求めた事案である。

争点は、被告の本件商標が、原告の使用する標章（使用標章）と類似し、かつ使用標章が必要者の間に広く認識されている（周知性を有する）として、商標法4条1項10号に該当するか否かである。

裁判所は、原告の使用標章が、本件商標の出願時等において、原告の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたとは認められないとして、原告の請求を棄却した。

2. 経緯

昭和39年頃：佐賀県創業の焼き菓子専門店「千鳥屋」を起源とする、原告代表者の兄の個人事業又は株式会社化した千鳥屋総本家株式会社（以下「総本家」）が、東京都を中心に使用標章を付した菓子（使用商品と同形状）の製造販売を開始（最終的に同事業が原告に譲渡）。

昭和48年頃：同じく佐賀県創業の焼き菓子専門店「千鳥屋」を起源とする原告が、阪神地域を中心に使用標章を付した使用商品の販売を開始。

令和元年（2019年）7月8日：被告が本件商標について商標登録出願。

令和2年（2020年）7月9日：本件商標の設定登録（登録第6268036号）。

令和6年（2024年）3月12日：原告が本件商標の登録無効審判を請求（無効2024-890014号）。

令和7年（2025年）2月12日：特許庁が請求不成立（登録維持）の審決を行う。

令和7年（2025年）3月25日：原告が本件訴訟を提起。